

エコアクション21

認定更新

2020年2月15日



『いわて第2クリーンセンター』PFI事業特別目的会社

いわて県北クリーン株式会社

〒028-6505 九戸村大字江刺家第20地割48番地34

TEL:0195-42-4085 FAX:0195-42-4550

<http://www.iwate2cln.co.jp>

社長就任あいさつ

6月18日開催の当社株主総会並びに取締役会において、松本榮市氏の後任として代表取締役に就任いたしました生藤勇（いけふじ いさむ）です。

4月1日に顧問として着任してから数ヶ月が経過しましたが、社内業務についてはまだまだ手探り状態と言える段階です。これからの実務においては先入観にとらわれることなく状況を判断し、試行錯誤を重ねながら自らの役割を遂行するとともに、社員の皆さんとの信頼関係もコツコツと築いていきたいと思っています。

当社は創業12年目を迎えますが、引き続き地域に密着した企業として法令を遵守するとともに、誠実な対応を第一として業務に取組み、安定操業が持続できるよう一杯頑張る所存です。ステークホルダーの皆様におかれましては、何卒一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 生藤 勇（いけふじ いさむ）

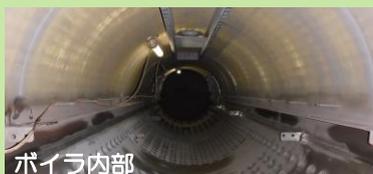


定期整備について

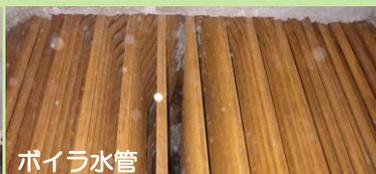
2020年4月20日～5月3日までの期間で焼却炉を停止して定期整備を実施しました。今回の主な整備項目として2年に一度のボイラ定期事業者検査工事を実施しました。今年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、工事期間中は各工事業者様にご協力を頂きながら感染予防を徹底してもらいました。お蔭様で無事に工事を終えた事に感謝しております。

これからも安全かつ無災害で操業できるよう、日頃の保全業務に力を入れていきたいと思っております。

技術運転部 運転課長 田村 和慎



ボイラ内部



ボイラ水管

九戸村へのマスク寄付

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を目的にマスク3000枚を晴山村長に手渡しました。マスクの入手が困難である中、当社でまとまった枚数を入手できたことから、その一部を寄付いたしました。「九戸村の様々な活動において有効的に使ってもらいたい」と伝えたとこ、晴山村長より「福祉や清掃業務等を中心に使わせてもらいます」とコメントをいただきました。

事業所長 村田英敏



CSR教育・安全教育の実施

4月21日（火）に社内で行われたCSR・安全教育に参加しました。安全教育では一人一人の取り組み方の大事さと、小さい事・細かい事の積み重ねの大切さを改めて考えさせられ、今後は自分だけでなく周囲の人も含め、細部まで危険の芽に気付けるように安全活動に取り組んでいきたいと思っております。

CSR教育で行われた社内規程については、全てを一度に理解するのは一朝一夕には難しいので今後も少しずつ理解を深め、社内規程を引き続き遵守していきたいです。

また、今回の教育は社歴の長い社員にも短い社員にも、今まで疑問だった事、知らなかった事を知る良い機会になったと思っておりますので、全社員とも今後の業務等に活かしていけることと思っておりますし、とても良い講習でした。

技術運転部 受入課長 七戸 俊夫



小学生の施設見学について

去る5月27日に一戸小学校4年生の皆さん、そして6月12日には一戸南小学校の皆さんが施設見学に来てくれました。村田事業所長の案内で始まった見学会は、搬入されたゴミ（廃棄物）がどの様に処理されるのか順を追って行われました。まずは、搬入時に最初に行うトラックスケールでは見学者全員が乗り計量を体験しました。焼却炉付近では廃棄物を燃やしている様子を小窓から観察したり、中央制御室では大きなクレーンで廃棄物を掴んで焼却炉に入れる様子を歓声を上げていました。

見学終盤の質問コーナーでは、児童の皆さんからの質問に対して村田事業所長の分かりやすく親切な回答に対し、真剣にメモを取る様子がうかがえてとても微笑ましく、見学に対する真剣な姿勢を強く感じました。この見学を通じ自分たちが住んでいる地域の環境を改めて考えるきっかけになっていただければ幸いです。また施設見学にきてくださいね。お待ちしております。

営業管理部 営業課 橋場 英幸



社員の休日

娘は中学2年生でバレーボール部に所属しています。新型コロナウイルス感染症の影響により練習不足が続いていましたが先日、久しぶりに他校と練習試合があり見に行ってきました。

楽しそうにやっている姿を見ることができて良かったです。7月には中総体地区大会があります。保護者の応援の許可はまだありませんが3年生の保護者だけでも応援できるよう願っています。

営業管理部 管理課 尾友 百合子



産業廃棄物を処理委託するときに必要な「マニフェスト」とは

- ・マニフェストとは、産業廃棄物の「運搬」、「中間処理」、「最終処分」の3つが完了したことを、排出事業者それぞれ伝えるための管理表で「産業廃棄物管理票」とも言います。
- ・廃棄物処理法により、産業廃棄物の処理を委託する際は、交付することが義務付けられています。
- ・「紙マニフェスト」と、「電子マニフェスト」の2種類があります。

マニフェストが必要な理由

- ・マニフェスト制度は、排出事業者が委託した産業廃棄物が、委託契約通り処理されているかを把握できるようにすることで、排出者責任を明確化するとともに、不法投棄や不適正処理を防止し、適正処理を推進することを目的としています。
- ・マニフェストが無かったり、記載事項が不正確だと、正確な処理状況を把握することが困難となり、結果、排出事業者としての責任が果たせなくなることから、マニフェストが必要となります。
- ・右の画像が「紙マニフェスト」です。7枚綴りの複写紙で、A票からE票まであり、処理の各段階で完了報告となり、最終的にはA、B2、D、E票が排出者の手元に残り、それを5年間保管します。
- ・正しい使い方ですっかり運用しましょう。

※ 当社へ産業廃棄物を搬入する際は、マニフェストを忘れずにお持ちください。



【いわて第2クリーンセンター】



環境大臣指定
廃棄物処理センター
PFI事業者としては
全国初の認定

『いわて第2クリーンセンター』 いわて県北クリーン株式会社

〒028-6505 九戸村大字江刺家第20地割48番地34
Tel:0195-42-4085 Fax:0195-42-4550
<http://www.iwate2cln.co.jp>